

横浜市立平沼小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月一部改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

○校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・養護教諭及びその他主幹教諭とする。必要に応じて学校カウンセラーやSSW等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

- 未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
 - ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- 早期発見・事案処理
 - ・いじめの相談・通報窓口の設置をする。
 - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録をし、共有をする。
 - ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握をする。また、被害児童の心情を第一に考え、いじめであるか否かの判断をする。

- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しをする。(PDCA サイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 人権教育全体計画を制定し、全教職員で目標を共有して、人権を尊重する学校の風土づくり、自己有用感の醸成にあたる。
- 個の存在、ものの見方・考え方の違い、立場の違いなどを重視し、違いの中に学び合う授業などの教育活動を行い、集団内での適切な人間関係を育てる。
- いじめ防止に関する子どもの主体的な取組を促し、支援する。
- インターネットを通じたいじめへの対処及びインターネットモラルの定着に努める。

(2) いじめの早期発見

- 子どもの言動を観察し、いじめを早期に発見するとともに、情報を共有する。
- 児童支援専任教諭を核として、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、児童の見守りや信頼関係づくりにつとめる。
- 全市一斉キャンペーンの他、学校独自のアンケートを実施し、情報の早期把握に努める。
- 定期的な教育相談の実施と共に、学校カウンセラー等との教育相談を充実させる。
- インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進をする。
- 保護者、地域、関係機関と連携をする。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見をした場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応策を決定する。
- 早期に被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- 必要に応じ、警察署等関係機関、専門機関等と連携する。

(4) いじめの解消

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が止んでいること。目安として少なくとも3か月。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

- 計画的に児童理解研修を実施する。
- いじめ防止、対応に向けた校内研修を実施する。

(6) 平沼小懇話会等の活用

- いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を十分配慮したうえで、「平沼小懇話会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・いじめの定義の確認 ・児童理解研修	・入学式、懇談会、集会等で基本方針説明 ・家庭訪問
5月	・いじめ早期発見のための生活アンケートの実施① ・教育相談①	・平沼小懇話会で基本方針説明
6月	・Y P アセスメント実施①	・まち懇①
7月	・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	・個人面談 ・地区懇談会
8月	・専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	・生活アンケート実施	
10月	・教育相談②	
11月	・横浜子ども会議（西区小中学校での話し合い）	・学家地連事業
12月	・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・街の教育座談会の取り組み（標語、ポスターなど） ・「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施 ・全市統一生活アンケートの実施③	・個人面談
1月	・教育相談③	
2月	・Y P アセスメント実施②	・まち懇② ・学家地連総会
3月	・年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
通年	・いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時）	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

○いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

○学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告をする。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

○必要がある場合は、横浜いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

(2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）